

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

いなべ市菰野町ごみ処理施設整備基本構想策定業務に係る受託者を選定するため、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施する。

令和 7 年 5 月 16 日

いなべ市長 日 沖 靖

1 業務概要

- (1) 事業名 令和 7 年度循環型社会形成推進交付金等事業
- (2) 業務番号 い清掃役第 2 号
- (3) 業務名 いなべ市菰野町ごみ処理施設整備基本構想策定業務
- (4) 履行場所 いなべ市役所北勢庁舎
- (5) 業務内容 次に掲げる業務とし、詳細は仕様書のとおりとする。
 - ア ごみ処理の現状と課題の整理
 - イ ごみ処理技術の動向調査
 - ウ ごみ量及びごみ質の長期見通しと最適な施設整備方針の検討
 - エ 施設整備基本構想の取りまとめ
 - オ 事業方針の検討
 - カ いなべ市及び菰野町の長期的なごみ処理方針の検討
 - キ 検討委員会等支援
- (6) 履行期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 27 日(金)までとする。

2 参加資格

いなべ市菰野町ごみ処理施設整備基本構想策定業務（以下「本業務」という。）の本プロポーザルに参加する者は、公告の日から令和 7 年 6 月 30 日（月）までの間において、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) いなべ市入札参加資格者名簿及び菰野町入札参加資格者名簿において、業種「計画策定・コンサルティング」業種細目「各種計画策定」に登録されている者であること。

- (3) いなべ市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 21 年いなべ市告示第 103 号）第 4 条第 1 項の規定又は菰野町建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（平成 20 年要綱第 7 号の 1）第 4 条第 1 項の規定による入札参加資格停止措置を受けている期間中でない者であること。
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) いなべ市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 28 年いなべ市告示第 119 号）別表第 2 に規定又は菰野町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年要綱第 5 号）別表第 1 に規定する要件に該当する者でないこと。
- (7) 令和 2 年度以降に、地方公共団体が発注するごみ処理施設整備基本構想又はごみ処理施設基本整備計画の策定業務（以下「同種業務」という。）の履行実績があること。

3 本プロポーザル参加者の選定基準（一次審査）

本プロポーザル参加者は、上記 2 の参加資格を満たす者のうち、令和 2 年度以降における同種業務の履行実績数が多い順に最大 3 者を選定する。ただし、履行実績数が同数である者が複数ある場合は、直近 3 件分の履行実績の合計契約金額が高い順に選定する。

選定の結果は、書面にて通知する。

4 審査及び選定（二次審査）

本プロポーザルは、本業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、次に掲げる評価項目について審査を行い、評価合計点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定するものとする。

(1) 業務企画能力評価

- ア 実施方針
- イ 業務実績
- ウ 人員体制
- エ 計画の内容
- オ 計画的な工程
- カ 地域特性の理解

キ 廃棄物情勢の理解

ク その他の提案

(2) 業務遂行能力評価

ア 廃棄物処理の知見

イ 事業内容の理解

ウ 廃棄物に関する法律、条例等の理解

エ 積極的な姿勢

オ 提案の実現可能性

カ コミュニケーション

キ 内容の一貫性

(3) 見積金額評価

ア 提案価格

5 手続等

(1) 担当部局

〒511-0492 三重県いなべ市北勢町阿下喜 2633 番地

いなべ市役所北勢庁舎 環境部 清掃事務組合準備室

電話 0594 (86) 7677 ファクシミリ 0594 (82) 6656

(2) 仕様書等の閲覧方法及び閲覧期間

ア 閲覧方法

仕様書等は、いなべ市ホームページ又は菰野町ホームページからダウンロードすること。

いなべ市ホームページの入札契約情報

(<https://www.city.inabe.mie.jp/sangyo/nyusatsu/nyusatsukokoku/1014756.html>)

菰野町ホームページの入札契約情報

(<https://www2.town.komono.mie.jp/www/contents/1744598835371/index.html>)

イ 閲覧期間

公告の日から令和7年5月30日（金）午後4時までとする。

(3) 参加申込書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和7年5月30日（金）午後4時

イ 提出場所

上記(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参又は簡易書留により郵送にて提出すること。

持参の場合は、いなべ市の休日を定める条例（平成 15 年いなべ市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。

郵送の場合は、提出期限までに必着とする。また、発送前に担当部局へ電話連絡すること。

(4) 公告の内容についての質問書の提出期限、提出場所、提出方法、回答日等

ア 提出期限

令和 7 年 5 月 21 日（水）午後 4 時

イ 提出場所

上記(1)に同じ。

ウ 提出方法

質問書により、電子メールにて下記の電子メールアドレス宛に送信すること。なお、電子メールには下記の件名を記載することとし、送信後は、担当部局へ電話連絡すること。

電子メールアドレス k-junbi@city.inabe.mie.jp

電子メール件名 **【質問書】** いなべ市菰野町ごみ処理施設整備基本構想策定業務－質問者名

エ 回答日

令和 7 年 5 月 23 日（金）

オ 回答方法

いなべ市ホームページ及び菰野町ホームページの入札契約情報に掲載し、閲覧に供することにより回答する。

いなべ市ホームページの入札契約情報

(<https://www.city.inabe.mie.jp/sangyo/nyusatsu/nyusatsukokoku/1014756.html>)

菰野町ホームページの入札契約情報

(<https://www2.town.komono.mie.jp/www/contents/1744598835371/index.html>)

(5) 企画提案書の提出期限、提出場所、提出方法等

ア 提出期限

令和 7 年 6 月 23 日（月）午後 4 時

イ 提出場所

上記(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参又は簡易書留により郵送にて提出すること。

持参の場合は、休日を除く。

郵送の場合は、提出期限までに必着とする。また、発送前に担当部局へ電話連絡すること。

エ 提出部数

正本 1 部及び副本 10 部（写し可）

(6) 審査の実施日、実施場所及び審査方法

ア 実施日

令和 7 年 6 月 30 日（月）

詳細な時間等については、本プロポーザル参加者に連絡する。

イ 実施場所

いなべ市役所

ウ 審査方法

提出された企画提案書に基づいて、委員会によるプロポーザル審査を行う。

6 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(2) 契約保証金 要

ただし、いなべ市契約規則（平成 22 年いなべ市規則第 16 号）第 27 条第 1 項各号のいずれかに掲げる担保の提供をもって代えるとき、又は第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(3) 契約書の作成の要否 要

(4) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 5 (1) に同じ。

(5) 評価順位第 1 位の者を随意契約の相手方として、本業務の契約交渉を行う。

なお、評価点の合計が同点となる者が 2 者以上であるときは、上記 4 (1) ア、(2) アの評価項目の合計点が高い者と契約交渉を行うものとし、なおも同点となる場合は、くじ引きにより順位を決定する。

また、辞退その他の理由で契約を締結できない場合は、順次、次の評価順位の者を繰り上げて、その者と契約交渉を行うものとする。

(6) 本業務の契約金額は、金 11,000,000 円以内（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

(7) 本プロポーザルに係る費用は、参加申込者の負担とする。

(8) 審査の結果、選定されなかった者に対しては、その旨を書面にて通知する。

(9) 選定の決定に対する質疑は、受け付けない。

(10) 参加申込者が 1 者の場合でも審査を行い、委員会の評価において、評価合計

点が6割未満と採点された場合を除き、随意契約の相手方として、本業務の契約交渉を行う。

- (11) 本業務の契約者以外の企画提案書は返却する。
- (12) 契約締結者が提出した企画提案書は、いなべ市情報公開条例（平成15年いなべ市条例第8号）に基づく公開対象文書となる。
- (13) 企画提案書等の提出後において、企画提案書等に記載された内容の変更は認めない。
- (14) 契約の相手方として選定された者が、契約を締結するまでにいなべ市又は菰野町から入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (15) 本プロポーザルの詳細は、本業務仕様書及び本業務公募型プロポーザル実施要領によるものとする。